

山梨県公報

第二百八十二号

令和四年

五月九日

月 曜 日

目次

告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………二二三

公告

○県税等の収納事務の委託……………二二三

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二二三

○公共測量の実施……………二二四

○基本測量の終了(二件)……………二二四

公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………二二四

告示

山梨県告示第百十六号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により次のとおり告示する。

令和四年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
不祥事案に係る原因究明委員会	甲府地方裁判所令和四年(わ)第三十九号において対象とされている農政部署職員による恐	三人	弁護士	令和四年五月九日から令和四年六月三十日まで	農政部農政総務課

喝・収賄・強要事
件に係る、原因究
明に関する事務

公告

● 県税等の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託した。

令和四年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託事務の範囲

法人二税等(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税)、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、鉱区税及び県固定資産税に係る本税、延滞金及び加算金について四に掲げるスマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納し、その収納金を指定金融機関(山梨県財務規則(昭和三十九年規則第十一号)第二百四条第一項に定めるものをいう。)に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

二 委託の相手方(スマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納代行業務を行う会社)

山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社

三 委託の期間 令和四年五月一日から令和五年三月三十一日まで

四 利用することができるスマートフォン等の電子機器による決済サービス

名称	決済サービスの名称
東京都品川区西品川一丁目一番一号 E Pay株式会社	決済サービスの名称 LINE Pay

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉 東京都港区芝浦一丁目二番三号
- 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス貢川店 山梨県甲府市德行一丁目三十六番一外
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 新穂芳昌 代表取締役 才津達郎 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

- 変更の年月日 令和二年六月十七日
- 届出年月日 令和四年四月十九日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和四年九月九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月九日

- 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量） 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 測量の地域 南アルプス市上市之瀬地内外
- 測量の期間 令和四年四月十八日から令和四年十二月二十日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 測量の地域 山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村
- 測量の期間 令和三年五月一日から令和四年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 測量の地域 山梨県富士吉田市
- 測量の期間 令和三年七月一日から令和四年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月九日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次

のように改正する。
目次中「第八章 運転免許取得者教育」を「第八章 運転免許取得者等教育」に改める。

第十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第二百二条第四項の規定による診断書の提出命令 別記様式第十一の五の二
第十三条の二（見出しを含む。）中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、
同条中「第一百一条の四第三項」を「第一百一条の四第五項」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。
（運転技能検査等）

第十三条の三 法第九十七条の二第一項第三号イ及び法第一百一条の四第三項に規定する
運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の実施及び法第一百一条の四第五
項に規定する書面の送付は、別に定めるところにより行う。

第十四条第一号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改める。

第十五条第二項中「第十七条第二項第八号」を「第十七条第二項第九号」に改める。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（若年運転者講習の手続等）

第十五条の二の二 法第八十条の二第一項第十四号に規定する講習（以下「若年運転者
講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第十三の三の二の申請書を指定講
習機関に提出しなければならない。

2 公安委員会は、若年運転者講習の受講者に対し、法第八十条の三の三の規定に基づ
き通知するものとする。

3 若年運転者講習に関する細目は、別表第一の三の二のとおりとする。

4 若年運転者講習の実施方法は、別に定める若年運転者講習実施要領によるものと
する。

5 若年運転者講習を終了した者には、別記様式第十三の三の三の講習終了証明書を交
付するものとする。

第十五条の四中「又は初心運転者講習」を「、初心運転者講習又は若年運転者講習」
に改める。

第十五条の七中「取消処分者講習」の下に「又は若年運転者講習」を、「法第八十
条の四第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「講習を終了」を「研修を修了」に
改める。

第十五条に次の一号を加える。

三 若年運転者講習 別記様式第十三の十一の二の若年運転者講習結果報告書
第十五条の十三の次に次の三条を加える。

（運転免許取得者等検査の認定の申請）

第十五条の十四 運転免許取得者等検査の認定を受けようとする者（以下「認定検査機
関」という。）は、別記様式第十三の十四の申請書に、運転免許取得者等検査の認定
に関する規則（令和四年公安委員会規則第八号。以下「認定規則」という。）第
六条第二項に定める書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。

（認定検査機関の指定）

第十五条の十五 法第八十条の三十二の三の規定による認定は、認知機能検査又は運転
技能検査ごとに、別記様式第十三の十五の認定書を交付して行うものとする。また、
同条に規定する要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該
指定を取り消したときは、別記様式第十三の十六の指定取消通知書により通知するも
のとする。

（名称等の変更の届出等）

第十五条の十六 認定検査機関は、認定規則第八条第一項又は第三項の規定による届出
をしようとするときは、別記様式第十三の十七の届出書により、公安委員会に届け出
なければならない。

第十八条の二第二項中「第一百一条の四第三項」を「第一百一条の四第五項」に改め、同
条第四項中「認知機能検査」を「認知機能検査等又は運転技能検査等」に改める。

第十八条の二の二を削る。

第十八条の二の三中「チャレンジ講習受講結果通知書の交付を受けた者が受講するも
の（別表第四の二の三において「簡易講習」という。）及びそれ以外のもの（別表第四
の二の三において「通常講習」という。）とし、講習内容は別表第四の二の三を「別
表第四の二の二」に改め、同条第二項中「別記様式第十四の十」を「別記様式十四の
八」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等又は運転技能検査等」
に改め、同条第四項中「別記様式第十四の十一」を「別記様式十四の九」に改め、同
条を第十八条の二の二とする。

第十八条の八第一項中「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号」に、「終
了」を「修了」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（サポカー限定免許の審査の方法等）

第十九条の四 法第九十一条の二第三項の規定により限定された免許の全部又は一部の
解除を受けるための技能審査は別表第五の二の方法により行うものとする。

2 指定自動車教習所の発行する技能審査合格証明書を有する者に対する技能審査は、
当該技能審査合格の日から起算して三月を経過しない者は、免除するものとする。

3 審査を受けようとする者は次に掲げる書類を添付（第一号に掲げるものについて

は、提示)して公安委員会に別記様式第十六により申請するものとする。

一 現に受けている運転免許証

二 前項の規定の適用を受けようとする者は技能審査合格証明書

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

「第八章 運転免許取得者教育」を「第八章 運転免許取得者等教育」に改める。

第三十条の見出し中「運転免許取得者教育機関」を「運転免許取得者等教育機関」に改め、同条中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に、「取得者教育規則」を「認定教育規則」に改める。

第三十一条の見出し中「運転免許取得者教育指導員名簿」を「運転免許取得者等教育指導員名簿」に改め、同条中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に、「運転免許取得者教育指導員」を「運転免許取得者等教育指導員」に、「認定教育規則」に改める。

第三十二条及び第三十三条中「取得者教育規則」を「認定教育規則」に改める。

第三十四条の見出し及び同条第二項から第四項までの規定中「フレキシブルディスク」を「電磁記録媒体」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「取得者教育規則」を「認定教育規則」に改める。

別表第一の三の次に次の一表を加える。

別表第1の3の2（第15条の2の2関係）

若年運転者講習に関する細目

講習科目		講習時間
第 一 日 日	運転適性検査	60分
	技能録画①	60分
	性格と運転の概説	60分
	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	60分
	安全運転のための指導①	60分
第 二 日 日	技能録画②	60分
	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	60分
	安全運転のための指導②	60分
	講習全体の振り返り	60分
講習時間合計		540分 (9時間)

別表第四の二及び別表第四の二の二を次のように改める。

別表第4の2 (第18条の2関係)

高齢者講習の講習科目及び時間割

講習科目	講習時間
開講	
1 道路交通の現状と交通事故の実態	30分
2 運転者の心構え	
3 安全運転の知識	
4 運転適性についての指導①	30分
5 運転適性についての指導②	60分
講習時間合計	120分

備考

- 1 運転技能検査の合格者又は二輪、原付、大型特殊、小型特殊免許のみを保有する者に対するものについては、1～4の講習科目を実施し、合計講習時間は60分とする。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

別表第4の2の2（第18条の2の2関係）

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割

講習科目	講習時間	
開講		
1 道路交通の現状と交通事故の実態	30分以上	
2 運転者の心構え		
3 安全運転の知識		
4 運転適性についての指導①	30分以上	
5 運転適性についての指導②	60分以上	
講習時間合計	120分以上	

備考

- 1 運転技能検査の合格者又は二輪、原付、大型特殊、小型特殊免許のみの保有者に対する講習は、1～4の講習科目を実施し、合計講習時間は60分以上とする。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

別表第四の二の三を削る。
別表第五を次のように改める。

別表第5 (第19条関係)

免許の種類	免許の条件等	審査用自動車	課題及び審査コース	走行距離	合格基準
一 普通免許	普通車は自三車に限る。 普通車は軽車「360」に限る。 普通車は軽車「550」に限る。 普通車は軽車「660」に限る。	普通免許に係る標準試験車	周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200メートル	70パーセント以上
	普通車は○○t以下に限る。 普通車は長さ○m幅○m以下の車両に限る。	普通免許に係る標準試験車又は限定された普通自動車	右同	右同	右同
	普通車はAT車に限る。	普通免許に係る標準試験車	周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、方向変換並	右同	右同

			びに障害物設置場所の通過		
	普通車はミニカーに限る。	右同	右同	おおむね 2,000 メートル	右同
二 普通・ 準中型・ 中型・大 型仮免許	普通車はAT車に限る。	右同	技能試験に準ずる。	右同	右同
	準中型車は5t未満に限る。	準中型免許に係る標準試験車	右同	右同	右同
	中型車は8t未満に限る。	中型免許に係る標準試験車	右同	おおむね 1,200 メートル	60パーセント以上
	大型車はマイクロバスに限る。	大型免許に係る標準試験車	右同	右同	右同
三 普通第 二種免許	普通車の旅客車は自三車に限る。	普通免許に係る標準試験車	周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行並びに障害物設置場所の通過	右同	80パーセント以上
	普通車はAT車に限る。	右同	周回コース及び幹線コースの走	右同	右同

	普通車の旅客車はA T車に限る。		行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び鋭角コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過		
四 中型第二種免許	<p>中型車は8 t未満に限る。</p> <p>中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車5 t未満に限る。</p>	中型二種免許に係る標準試験車	<p>周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、あい路への侵入並びに障害物設置場所の通過</p>	右同	右同
	中型車は8 t未満のA T車に限る。	右同	右記の課題に坂道コースを加える。	右同	右同
	準中型車は5 t未満に限る、普	右同	周回コース及び幹線コースの走	右同	右同

	<p>通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る。 準中型車は5 t未満に限る及び普通車の旅客車は自三車に限る。</p>		<p>行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行並びに障害物設置場所の通過</p>		
五 大型第二種免許	<p>大型車はマイクロバスに限る。</p>	<p>大型二種免許に係る標準試験車</p>	<p>周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、あい路への進入並びに障害物設置場所の通過</p>	<p>右同</p>	<p>右同</p>
六 中型免許	<p>中型車は8 t未満に限る。</p>	<p>中型免許に係る標準試験車</p>	<p>周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コー</p>	<p>右同</p>	<p>70パーセント以上</p>

			スの走行、方向 変換、路端にお ける停車及び発 進、あい路への 進入並びに障害 物設置場所の通 過		
	中型車は 8 t 未 満の A T 車に限 る。	右同	右記の課題に坂 道コースを加え る。	右同	右同
七 準中型 免許	準中型車は 5 t 未満に限る。	準中型免 許に係る 標準試験 車	周回コース及び 幹線コースの走 行、交差点の通 行、横断歩道の 通過、曲線コー ス及び屈折コー スの走行、方向 変換並びに障害 物設置場所の通 過(A T 限定条件 が付されている 場合は、坂道コ ースの走行を含 む。)	右同	右同
	準中型車 5 t 未 満及び普通車は 自三車、軽車 (360)に限 る。	右同	周回コース及び 幹線コースの走 行、交差点の通 行、横断歩道の 通過、曲線コー	右同	右同

			ス及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過		
八 大型免許	大型車はマイクロバスに限る。大型車は自衛隊車用自動車に限る。	大型免許に係る標準試験車	周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、あい路への進入並びに障害物設置場所の通過	右同	右同
九 大型特殊免許	大型特殊車はカタピラを有する自動車に限る。大型特殊車は農耕作業用自動車に限る。	大型特殊免許に係る標準試験車又は特例試験車	周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	右同	右同
十 けん牽引免許	カタピラを有する大型特殊自動車によるけん牽引に限る。	けん牽引免許に係る標準試験車又は特	周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、曲線コース	右同	右同

	農耕作業用自動車による牽引に限る。 セミトレーラ以外の総重量2 t未満の被牽引車に限る。	例試験車	の走行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過		
十一 大型二輪免許	二輪車はA T車に限る。 二輪車は特定二輪のA T車に限る。 大型二輪は電動大型二輪車に限る。	大型二輪免許に係る標準試験車	技能試験に準ずる。	おおむね1,500メートル	右同
十二 普通二輪免許	普通二輪は小型二輪車に限る。 普通二輪車はA T車に限る。 普通二輪は特定二輪のA T車に限る。	普通二輪免許に係る標準試験車	右同	おおむね1,200メートル	右同

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第5の2 (第19条の4関係)

免許の種類	免許の条件等	審査用自動車	課題及び審査コース	走行距離	合格基準
普通免許	普通車はサポートカーに限る	サポートカーに該当しない普通自動車で、運転者席の横に乗車装置を有するものについては、補助ブレーキを有するもの。 なお、上記に適合したものであれば持込み車両を用いることができるものとし、当該車両の車体の大きさ等	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点の通行、横断歩道及び障害物設置場所の通過	おおむね1,200メートル	70パーセント以上

	が標準車の基準を下回るものであっても、これに関する条件を付す必要はない。		
--	--------------------------------------	--	--

別記様式第十一の五を次のように改める。

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

山梨県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、山梨県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係までお問い合わせください。

山梨県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係 住所 南アルプス市下高砂825 電話 055-285-0533 (内線)

別記様式第十一の五の次に次の様式を加える。

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法 第102条第4項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の3
第4項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒 否 又 は 保 留
保 留
取 消 し 又 は 効 力 の 停 止
効 力 の 停 止

の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第十一の六を次のように改める。

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

山梨県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第 102 条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 否

運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

取 消 し

効力の停止

適性検査を行う理由 となった認知機能検査等の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、山梨県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係までお問い合わせください。

山梨県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係
 住所 南アルプス市下高砂 8 2 5
 電話 0 5 5 - 2 8 5 - 0 5 3 3 (内線)

別記様式第十三の三の次に次の二様式を加える。

若年運転者講習申請書

年 月 日

殿

申請者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

(歳)

TEL

道路交通法第108条の2第1項第14号に基づく若年運転者講習（大型一種、中型一種、普通二種、中型二種、大型二種）の受講を申請します。

現に受けている免許

交付公安委員会

交付年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日まで有効

免許証番号

第

号

免許証の種類

大型一種

中型一種

普通二種

中型二種

大型二種

その他 (

)

備 考

通知書の番号

第

号

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第

1項第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

別記様式第十三の十一の次に次の様式を加える。

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住 所	性 別	免許の 種 類	免許証番号	講習指 導員名

別記様式第十三の次に次の四様式を加える。

指 定 申 請 書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定に

第1号
よる同規則第1条 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検
第2号

査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けた
いので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 申請人が法人であるときは、申請書の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

第1項

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条

第4号の規定

第2項

第1号

により、同規則第1条

に掲げる方法により行う運転免許取得者等

第2号

検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

山梨県公安委員会



指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

山梨県公安委員会

印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条

第1項

第4号による指定を取り消したので通知する。

第2項

指 定 番 号	
理 由	

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

認定検査機関名
代 表 者

公示事項等の変更の届出書

第1項
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 の規定による公
第3項

示事項等の変更の届出をします。

記

1 変更する事項（書類の内容）

2 変更後の事項（書類の内容）

別記様式第十四の六中

75歳以上（第3分類）の講習
75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習

を

7
7

5歳以上（運転技能検査受講済）の講習
5歳以上（運転技能検査該当無）の講習

に改め、同様式備考五中「等」を「又は運

転技能検査受検結果証明書」に改め、「認知機能検査」の次に「又は運転技能検査」を加える。

別記様式第十四の七から別記様式第十四の九までを次のように改める。

別記様式第14の7 (第18条の2関係)

第 — 号

高 齢 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

実車指導の有無	有 ・ 無
---------	-------

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

備 考

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生(歳)
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習の受講を申請します。

講習の区分	75歳未満の講習																
	75歳以上(運転技能検査受検済)の講習																
	75歳以上(運転技能検査該当無)の講習																
交付公安委員会	公安委員会交付										有効期間	年 月 日まで有効					
免許証番号	第: : : : : : : : : : : : : : : 号																
取得免許の種類	第一種免許											第二種免許					
		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引		大型二	中型二	普通二	大特二	け引二
講習手数料																	

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 4 75歳以上の受講者については、認知機能検査結果通知書又は運転技能検査受検結果証明書により認知機能検査又は運転技能検査を受けていることを確認すること。

別表様式第14の9 (第18条の2の2関係)

第 一 号

特定任意高齢者講習終了証明書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

実車指導の有無	有 ・ 無
---------	-------

年 月 日

山梨県公安委員会 印

備 考	
-----	--

別記様式第十四の十及び別記様式第十四の十一を削る。
別記様式第十五の六中「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号」に改め、同様式備考二中「受講済みに」を「受講済みの」に改める。

別記様式第十五の七中「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号」に改める。
別記様式第十八から別記様式第二十までを次のように改める。

別記様式第十八から別記様式第二十まで 削除

別記様式第三十七中「運転免許取得者教育の認定申請書」を「運転免許取得者等教育

の認定申請書」に
2 運転免許取得者教育
に使用する施設の名称
3 運転免許取得者教育
に使用する施設の所在地

を

2 運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称	2 運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称
3 運転免許取得者等教育 に使用する施設の所在地	3 運転免許取得者等教育 に使用する施設の所在地
4 運転免許取得者等教育 の課程の区分	4 運転免許取得者等教育 の課程の区分
5 運転免許取得者教育 の課程の名称	5 運転免許取得者等教育 の課程の名称

に改める。

別記様式第三十八中「運転免許取得者教育指導員名簿」を「運転免許取得者等教育指導員名簿」に改める。

別記様式第三十九中「運転免許取得者教育認定申請書記載事項変更届」を「運転免許取得者等教育認定申請書記載事項変更届」に改める。

附 則

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。